

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標 1

子どもの健やかな成長に資する環境づくり

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

現状と課題

▶教育・保育体制

- 本町では、子どもの人口は減少傾向にあるものの、核家族世帯の増や女性の社会進出などにより保育ニーズは徐々に増えてきています。このため、第1期計画策定以降、「待機児童ゼロ」を目指し、町内認可保育施設を9施設から14施設（小規模保育、事業所内保育を含む）に増やし、入所定員数も990人から1,220人に増やしました。しかしながら、増え続ける保育ニーズに追いつかず、毎年待機児童が出ています。
- 幼稚園については、町内私立幼稚園（平成31年4月1日より認定こども園）では3歳～4歳児を受け入れています。公立幼稚園では4・5歳児のみの受け入れとなっているため、3歳児の教育ニーズの受け皿が少ない状況です。
- 今後、教育・保育の確保の方策に基づき、教育・保育のニーズに対応した受け入れ体制を構築していく必要があります。

▶時間外保育事業（延長保育）の推進

- 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、町内全ての認可保育施設で時間外保育事業（延長保育）を実施しています。

▶一時預かり（幼稚園型）

- 一時預かり（幼稚園型）は、公立幼稚園と町内認定こども園で実施しています。利用率（幼稚園在籍児のうち一時預かりを利用している児の割合）は上昇傾向にあり、平成30年度では72.5%となります。また、夏休み等の長期休業中も一時預かりを行なっています。
- 一方、これまで公立幼稚園では在園児であれば誰でも一時預かりを利用できましたが、令和元年度から選考基準を見直し、保育の必要な児童（2号認定）に限って受け入れしています。
- 一時預かりにおいては、事業を継続するための人材確保が厳しい状況にあります。

▶一時預かり（幼稚園型以外）

- 幼稚園在園児以外の一時的預かりは、平成28年度まで町内私立保育園3か所で実施していましたが、保育士不足のため平成29年度より休止となっています。
- また、ファミリー・サポート・センター事業でも一時預かりを行っており、平成30年度の利用実績は延べ646人となります。

▶病児保育事業

- 病児保育事業は、保育室を有する町内小児科医院に委託しており、与那原町と中城村との広域運営となります。利用登録人数は増加傾向にあり、1日あたりの利用定員は15人となります。また、インフルエンザ等の流行により、利用が大きく増えることがあります。
- 当該事業の利用方法については、利用登録時に案内を行うほか、転入者へは児童手当申請時に案内を行っています。しかし、利用登録は毎年度行う必要がありますが、これを知らない町民が多く、周知強化が必要です。

▶ファミリー・サポート・センター事業

- 事業は、「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」として、公益財団法人に委託しています。
- おねがい会員と比べてサポート会員の数が少ない（平成30年度で、おねがい会員305人、サポート会員64人）ため、ニーズに対応していけるよう、サポート会員の増を図る必要があります。また、障がい児の預かり等のニーズが増加傾向にあるため、障がい児への対応におけるサポート会員のスキル向上を図る必要があります。

▶地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

- 町内の子育て支援センターは、「めぐみの広場」と「まんぼうはうす」の2か所ありますが、保育士が確保できず、「めぐみの広場」が平成30年度に事業を休止し、平成31年度より再開しました。また、平成31年度では「まんぼうはうす」が事業を休止しています。
- 「めぐみの広場」では妊娠中の方、子育て中の方などを対象に、親子同士の交流や情報交換の場となっています。また、絵本の読み聞かせや様々な遊び・創作活動等を行っているほか、育児相談や育児講座の機会を設けています。

▶放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加する傾向にあります。このため、放課後児童クラブを第1期計画策定時の10か所（補助交付団体8か所）、登録児童数311人から、平成31年度4月現在で12か所（補助交付団体10か所）、登録児童数519人へと整備拡充しました。また、個人で運営する学童クラブが2か所ありますが、ニーズに追いつかず待機児童（平成31年4月現在で38人）がでています。
- 西原町学童保育連絡協議会との意見交換会を定期的を実施し、行政との情報交換、意見交換及び事務調整を行っています。
- 広報活動として、保育園や幼稚園の年長クラスの保護者に募集案内のチラシの配布や、新1年生を対象とした募集案内を町の広報やホームページに掲載しています。また、ポータルサイト「ゆいわらび」にて2週間に1回、放課後児童クラブの空き状況を掲載し、住民へ広く情報提供しています。
- 沖縄県学童保育支援センターへ委託（中部地区）し、支援員の資質向上に向けた研修を行っています。
- 本町の放課後児童クラブの利用料金は、県平均と比べて高い設定となっています。（県平均9,169円、西原町12,922円）

▶子育て短期支援事業（ショートステイ）

○家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う子育て短期支援事業については、町内に児童養護施設等がないため、これまで利用の実績はありません。

▶認可外保育施設への支援

○町内の認可外保育施設は7施設（平成31年4月現在）となります。在籍児は237人で、そのうちのほとんど（215人）が町内の乳幼児となります。

○町内の認可外保育施設職員及び乳幼児の処遇向上のために、県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費等について補助を行っています。また、調理員検便については町が委託して実施しています。

▶保育士の確保

○保育の量的拡大を図るとともに、保育の質の向上を図るためには、保育士の確保が重要となります。現在、保育士不足により、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の事業実施に支障が出ています。

○保育人材の確保に向けて、町と町保育協議会で「現場充実強化推進保育プロジェクトチーム」を発足し、保育士養成校を訪問し西原町の保育施設の紹介等を行っています。また、保育園によっては、町内の保育士養成校において保育士による講話を行っているほか、学生対象のアルバイトの受け入れを行うなど、保育士確保に向けた独自の取り組みを行っています。

○そのほか、町では町内保育施設のPRや保育士の業務負担を減らすための用務員の雇用に対する補助金を支給し、保育士の処遇改善に取り組んでいます。

▶子育て支援ネットワーク会議

○西原町子育て支援ネットワーク会議は、子育て支援に関わる関係機関が一同に集まり、各園や担当部局の事業報告、連絡及び意見を交えながら、参加者全員が子育て支援について話し合う場として定着しています。平成29年度及び平成30年度では年に4回開催しました。

○子育て支援ネットワーク会議には、町関連課（こども課・健康支援課・教育総務課・産業観光課・生涯学習課・企画財政課等）及び保育施設、親子通園事業あゆみ、幼稚園、児童館、学童保育連絡協議会等が参加しています。

▶子育て情報の提供

○妊娠期から子育て期における、サービス等の情報提供については、町の子育てポータルサイト「ゆいわらび」を公開し、随時更新を行っているほか、情報誌として「こども子育てガイド」を毎年度発行し、こども課窓口で配布しています。一方、町のホームページから「ゆいわらび」にリンクできるシステムになってはいますが、掲載依頼や更新などの作業を2回（HPと「ゆいわらび」）行う必要があるため、管理運営に手間取ることがあります。

▶養育支援訪問

○事業として実施していませんが、家庭児童相談員が日頃の業務の中で、養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行い対応しています。

今後の取り組み

①教育・保育体制の充実

取り組む内容	主管課
待機児童ゼロを目指し、教育・保育の確保方策に基づき、町内の認可保育施設、公立幼稚園及び認定こども園において、0～5歳児の認定区分に見合った教育・保育の受け入れ体制の構築に取り組みます。	こども課 教育総務課

②時間外保育事業の推進

取り組む内容	主管課
就労形態の多様化等による、やむを得ない理由により、通常の保育時間を延長して預けることができるよう、今後も町内全ての認可保育施設で時間外保育事業を実施します。	こども課

③一時預かり事業(幼稚園型)の推進

取り組む内容	主管課
公立幼稚園及び町内認定こども園において、在園児を対象に保護者の就労や急な用事などに対応していけるよう、今後も通常の教育時間の終了後（降園時間以降）及び夏休みなどの長期休業中の一時預かりを実施します。 なお、公立幼稚園では保育が必要な園児に限り一時預かりを実施します。	こども課

④一時預かり事業(幼稚園型以外)の推進

取り組む内容	主管課
保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間における一時預かりを、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。 一方、町内私立保育園での一時預かり再開へ向けて、私立保育園と連携した保育士等の人材確保に取り組みます。	こども課

⑤病児保育事業の推進

取り組む内容	主管課
保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病気の児童を一時的に預かる病児保育事業を、今後も、与那原町、中城村との広域運営で、町内の小児科医院に委託し実施します。	こども課

⑥ファミリー・サポート・センター事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズに対応していきけるよう、今後も「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」への事業委託を行います。</p> <p>サポート会員の増を図るために、地域への呼びかけを強化し、掘り起こしを進めます。</p> <p>また、障がい児の預かり等のニーズに適切に対応していきけるよう、サポーターの資質向上に向けた研修等への参加促進を図るとともに、必要に応じてサポーターとの連携を図ります。</p>	こども課

⑦地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の充実

取り組む内容	主管課
<p>子育ての孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談、助言、情報の提供及びその他の援助を行うために、今後も地域子育て支援拠点事業を実施します。</p> <p>2施設で継続した事業実施ができるよう、地域子育て支援センターと連携した保育士等の人材確保に取り組みます。</p>	こども課

⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実

取り組む内容	主管課
<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童について、放課後における適切な遊びや生活の場を与えるなど、児童の健全育成を図るために、今後も放課後児童健全育成事業を実施します。また、事業実施においては「待機児童ゼロ」を目指し、公設民営での運営等様々な方策を検討し、受け入れ施設の拡充を図ります。</p> <p>登録児童の募集については、今後も、新1年生を対象とした新規登録に関する募集案内を町の広報誌やホームページに掲載します。また、放課後児童クラブの空き状況を町のホームページに掲載します。</p> <p>西原町学童保育連絡協議会との意見交換会を今後も実施し、情報交換、意見交換及び事務調整等を行います。また、放課後児童支援員の資質向上のための研修等の充実に取り組みます。</p>	こども課

⑨子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育て短期支援事業の利用ニーズに対応していきけるよう、町内及び近隣の医療機関や福祉施設等と連携を図り、受け入れ先の確保に取り組みます。</p>	こども課

⑩認可外保育施設への支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>町内の認可外保育施設の職員及び乳幼児の処遇向上のために、今後も、県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費等について補助します。</p> <p>また、調理員検便については、今後も町からの委託により実施します。</p>	こども課

⑪保育士確保の推進

取り組む内容	主管課
<p>教育・保育のニーズに適切に対応していけるよう、保育士の業務負担を減らすため保育補助者雇用に対する補助や、保育士試験の対策講座事業に取り組みます。</p> <p>また、保育士確保のため、今後も、町内保育施設のPRや、町保育協議会と連携した「現場充実強化推進保育プロジェクトチーム」による保育士養成校への訪問活動等を行います。</p>	こども課

⑫子育て支援ネットワーク会議の推進

取り組む内容	主管課
<p>西原町の子育て支援について、関係機関が集まり、話し合う場として、西原町子育て支援ネットワーク会議を今後も開催します。</p> <p>今後は、会議の内容やテーマに応じて、参加機関を絞ることや部会をつくるなど、会議の効率的・効果的なあり方について検討します。</p>	こども課

⑬子育てに関する情報提供の推進

取り組む内容	主管課
<p>子ども・子育てに関するサービス等の情報が得やすいよう、これまでの情報ツールであった町のホームページや子育てポータルサイト「ゆいわらび」及び「こども子育てガイド」を町のホームページに一本化し、町のホームページによる情報発信を行います。</p> <p>また、保護者等からの相談や各種母子保健事業等において、保護者への必要な情報の提供を行います。</p>	こども課 健康支援課

⑭養育支援訪問の推進

取り組む内容	主管課
<p>関係機関等から情報提供があった家庭に対し、家庭児童相談員が日頃の業務の中で養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行います。</p> <p>今後は、人員体制を整備し、事業化に向けて検討します。</p>	こども課

2. 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

▶家庭教育

- 学校では、子どもたちの家庭学習の定着、規範意識の醸成、基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭と連携した家庭学習や家庭読書等の定着を推進しています。
- また、家庭における基本的な生活習慣の確立にあたっては、町立小中学校、PTA、自治会、子ども会などの社会教育関係団体と連携した家庭教育学級を開催しています。平成30年では、27学級開催し、延べ899人が参加しました。
- 保護者の子育てに関わる多様な相談に対し、教育相談員が定期的に学校を訪問し、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を強化し、相談業務の充実に努めています。

▶家庭・地域教育部会

- 西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会においては、家庭や地域、各種団体と連携を図り、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化等の大切さについて、地域への周知・啓発に努めています。また、家庭教育講演会を開催しています。

▶西原町教育の日

- 毎年2月の第1土曜日は「西原町教育の日」と定め、本町の教育環境の充実、発展を図るために、教育講演会や表彰などを行い、教育に対する地域住民の関心を高め、子ども達が健やかに成長するまちづくりを進めています。しかし、地域の方の参加が少なく、参加呼びかけを強化する必要があります。

▶児童館活動

- 児童館では、こどもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間と触れ合うなど、子どもを中心とした地域交流の活動の場として、マミーキッズ（ファミリークラブ）の活動や地域対象講座、児童館フェスティバルを開催・運営しており、子どもたちが学校区を越えて楽しく参加しています。
- 児童厚生員の児童館活動における必要な情報の共有や意見交換のために、定期的に中部児童館連絡協議会に参加しています。また、資質向上や技術向上のために、各種研修会にも積極的に参加しています。一方、障がいのある児童の利用ニーズがあるため、児童厚生員から障がいに関する研修受講の要望があがっています。
- 坂田児童館、西原南児童館を利用する子が多く、児童厚生員の増が求められています。また、活動の充実を図る上で、児童厚生員だけでは指導が行き届かないため、地域のボランティアの安定確保を図る必要があります。

▶青少年健全育成

- 西原町青少年健全育成協議会では、青少年の健全育成のため必要な社会環境の改善を図るために、保護者・PTA、自治会、地域のボランティアなど多くの住民の支援や協力を得て、毎月第3金曜日の「少年を守る日」の巡回、夏休み期間中の夜間巡回指導（毎週金曜日）及び町内のスーパーや遊戯店を立ち入り調査し、有害環境の実態調査などを実施しています。
- 夜間巡回指導の参加者が増えないことが課題です。

▶図書館

- 図書館では、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子で楽しく過ごせる子育て支援の場づくりに取り組んでいます。平成30年度では、展示会1回、定期おはなし会15回(月2回)、映画上映会3回、講座2回、講演会1回、後援事業6回行っています。
- 今後も、図書館の魅力を伝える広報活動の充実を図る必要があります。

▶中央公民館

- 中央公民館では、子どもや親子を対象とした講座を開催するほか、子ども達のサークル活動の育成支援に取り組んでいます。また、夏休み期間中に児童向けの講座を開催しており、平成30年度では「ほしぞら公民館（プラネタリウム）」や「工作」の講座を開きました。一方、子どもたちを巻き込んだ活動を行うには、夏休み期間中という時期的な問題があります。
- 自治会公民館移動講座として、中央公民館で行っている講座を、各区の公民館で行うことで地域住民が気軽に参加しやすい環境作りを行っています。今後は、自治会公民館移動講座の取り組みのさらなる充実を図る必要があります。



今後の取り組み

①家庭教育支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>学校と家庭との連携により、子どもたちの家庭学習や家庭読書の習慣化、規範意識の醸成、基本的な生活習慣・生活リズムなどの確立に取り組めます。</p> <p>また、家庭教育の向上につながるよう、地域の社会教育関係団体等と連携した、「家庭教育学級」の開催等に取り組めます。</p> <p>子育てに関わる保護者からの多様な相談に対応するため、教育相談員が定期的に学校を訪問し、教職員等の学校関係者との連携を強化するなどにより、相談業務の充実に取り組めます。</p>	<p>生涯学習課 教育総務課</p>

②家庭・地域教育部会の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会において、家庭や地域、各種団体と連携を図り、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化等の大切さについて、地域への周知・啓発に取り組めます。</p> <p>また、今後も、家庭教育講演会を開催していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>

③西原町教育の日の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、毎年2月の第1土曜日を「西原町教育の日」と定め、本町の教育環境の充実、発展を図るために、教育講演会等を実施し、教育に対する地域住民の関心を高め、子どもが健やかに成長するまちづくりを進めます。</p> <p>また、教育の日の地域への周知活動を強化するとともに、地域住民の教育の日の取り組みへの参加促進を図ります。</p>	<p>教育総務課 生涯学習課</p>

④児童館活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>子どもを中心とした地域交流の活動の場として、また、マミーキッズの活動や地域対象講座、児童館フェスティバルを開催するなど、子どもたちが楽しく参加できる児童館を目指します。</p> <p>活動の充実を図るために、児童厚生員の人員体制を検討するとともに、資質向上に向けた各種研修への積極的な参加を促し、児童館活動を支える地域ボランティアの安定確保に取り組めます。</p> <p>また、児童館の運営について、民間事業者の活用を検討します。</p>	<p>こども課</p>

⑤青少年健全育成活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>青少年の健全育成のために、今後も西原町青少年健全育成協議会において地域の支援や協力のもと、毎月第3金曜日の「少年を守る日」の巡回や、夏休み期間中の夜間巡回指導、スーパーや遊戯店における有害環境の実態調査などに取り組みます。</p> <p>夜間巡回指導については、参加者の増を図るため、地域への活動の周知徹底と活動への参加呼びかけを強化します。</p>	生涯学習課

⑥図書館子育て支援活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>子どもが図書館に親しみ、本に興味を持ってもらえるよう、今後も絵本の読み聞かせや本の貸し出し、映画上映などを行うほか、読書週間や行事などに合わせた読書活動推進のための様々な取り組みを行います。</p> <p>また、図書館利用者の増を図るため、図書館の魅力をさらに伝えていけるよう工夫していきます。</p>	文化課

⑦中央公民館の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、子ども達の多様な活動の場として、親子向け講座、子どものサークル活動の育成支援、夏休みのイベント等に取り組みます。</p> <p>また、地域公民館と連携した自治会公民館移動講座のさらなる充実に取り組みます。</p>	生涯学習課

1. 親と子の健康確保及び増進

現状と課題

▶妊娠期の健康確保

- 妊娠 11 週を超えて妊娠届けを出す妊婦が毎年 1 割程度いることから、妊娠 11 週までに届け出を行うよう強く呼びかける必要があります。
- 親子健康手帳交付時に、保健師や栄養士による面接及び問診票により、妊婦の健康状態や家庭の状況等を把握するとともに、必要な保健指導、栄養指導等を行っています。また、若年やハイリスク妊婦については、地区担当の保健師へ情報を提供し、産後まで継続した支援を行っています。
- 特定妊婦を含む要支援対象者の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等連携推進に伴い、医療機関からの情報提供も増加しています。町では、特にリスクが高いと思われる若年、精神疾患、重複問題のある家庭、妊娠届け出が遅い妊婦などについては、妊婦健康診査を行う医療機関と妊婦の情報を共有しています。しかし、マンパワーの関係でリスクが非常に高い妊婦のみしか情報が提供できていません。
- 医療機関より受診が途絶えた場合や妊婦健康診査で問題が見つかった場合などに、連絡をもらえるよう連携しています。しかし、医療機関との顔合わせが年に 1 回しかなく、つながりを強くするための機会を増やす必要があります。特に町内及び近隣医療機関とのつながりが必要となります。
- 妊婦健康診査の公費負担は 14 回で、健診結果を踏まえて、必要な相談指導を行っています。しかし、支援が必要な妊婦の中には、健診に行くことが遅くなりがち妊婦がいます。
- ハイリスク妊婦については、要保護児童対策地域協議会と情報の共有や支援のための取り決めが必要ですが、定期的な情報共有の場がなく、また、協議会で受理されないケースもあり、保健師が抱えてしまうことがあります。

▶新生児訪問指導

- 出生届時に新生児訪問を促し（特に初産の場合）、委託助産師による訪問指導を行っています。
- ハイリスクの妊婦であった場合は、助産師と一緒に保健師が訪問し、その後も継続して支援しています。
- 第一子でも新生児訪問を受けていないケースがあるため、第一子の確実な訪問指導につながるよう、出生届け時の窓口における訪問勧奨を強化する必要があります。

▶乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- 生後 4 か月児がいる全ての世帯を対象に、母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行っています。また、母子保健推進員から支援が必要と思われる家庭の報告があった場合、地区担当保健師が引き継ぎ、適切な支援につながるよう努めています。
- 不在の場合や訪問者への不信感などで訪問拒否がある等により、面談できない世帯があるほか、近年オートロック付きマンションのため訪問できないことがあります。面談できなかった世帯についてはリストを作成し、乳幼児健康診査等で世帯の状況等を把握しています。

▶乳幼児健康診査

- 乳幼児健康診査未受診者に対して、母子保健推進員が訪問し受診勧奨を行っているほか、最終勧奨として、保健師による訪問を実施しており、受診率は90%台とほぼ横ばいで推移しています。
- 親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行っています。また、ひとり親世帯については、貧困状況に陥っていないかを確認しています。

▶むし歯予防

- むし歯予防のために、2歳児歯科検診のほか、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で歯科健診を実施しており、フッ素塗布も行っています。また、乳児一般健診（後期）では、歯科衛生士を配置し、乳児期からの歯科相談を実施しています。
- 啓発活動として、毎年6月の「歯と口の健康週間」に、町広報誌や役場ロビーでのパネル展を実施しています。また、母子保健推進員による幼稚園でのむし歯予防のエプロンシアターを行っています。
- むし歯有病率は低下してきていますが、全国と比較すると依然として高い状況が続いています。
- 沖縄県では歯科保健指導の標準化を目指した保護者への説明用媒体（チラシ）及び、媒体を乳幼児健康診査で活用するためのマニュアルを作成しています。本町においてもこれらを活用した、歯科保健指導の向上に努め、むし歯有病率のさらなる低下を目指す必要があります。

▶ベビースクール

- ベビースクールは4か月～6か月児の保護者を対象に、年6回（1クール3回）実施しています。ベビースクールでは、離乳食実習やタッチケア（ベビーマッサージ等）、事故予防、出産後のリカバリー体操等を行っています。また、母親の仲間づくりの場にもなっています。
- 離乳食実習では、両親の食生活の振り返りを行い、家族の食事を用意しながら離乳食をつくるスタイルで実施しています。
- 乳幼児の事故予防対策として、保健師による事故予防についての講話の実施、母子保健推進員の自主活動として「乳幼児事故予防ミニチュアハウス」の制作・展示を通して啓発に努めています。
- ベビースクール開催中の託児は、母子保健推進員が担っていますが、託児が多くなる場合があり、参加人数の調整等を検討する必要があります。

▶予防接種

- 予防接種については、個別通知による案内のほか、役場窓口や乳幼児健康診査等等で接種勧奨を行っています。また、予防接種未接種者に対しては、接種勧奨の再通知や訪問による接種勧奨に努めています。
- 町外からの転入者に対しては予防接種履歴を確認し、必要な予防接種の予診票を手渡し、接種勧奨を行っています。また、乳幼児健康診査等の機会に接種履歴の確認と接種勧奨を行っています。
- MR（麻しん風しん混合ワクチン）の接種率については、95%を目標に、引き続き接種率の維持・向上に努める必要があります。

▶母子保健推進員

- 母子保健推進員は、エプロンシアターによるむし歯予防活動、乳幼児健康診査での身体測定、乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨、乳幼児全戸訪問事業での訪問活動、ベビースクールにおける託児等を行っています。
- 自主活動として2歳児歯科検診で配布する太鼓形のお守りや、3歳児健康診査で配布する折り紙キャラクターの制作及び「乳幼児事故予防ミニチュアハウス」を制作しています。
- 母子保健推進員は現在19人ですが、人員体制は十分ではなく、働きながら活動している推進員もいるため、活動強化を図るうえで推進員に負担が生じます。

▶子ども医療費助成

- 助成対象は、通院は小学校就学前まで、入院は中学校卒業までとし、平成30年10月より、入院と通院の対象となる未就学児へは現物給付を導入し、経済的な問題があっても受診できるようになりました。
-

今後の取り組み

①妊娠届け出の啓発強化

取り組む内容	主管課
<p>妊娠中は普段よりも健康に気をつける必要があるため、妊娠が分かったら早めに受診し、妊娠 11 週までに妊娠届け出を行うよう、広報啓発活動の強化を図ります。</p>	健康支援課

②要支援妊婦への対応の充実

取り組む内容	主管課
<p>親子健康手帳交付時に把握された要支援の妊婦については、今後も地区担当の保健師につなぎ、産後まで継続した支援を行います。</p> <p>要支援の妊婦について、妊婦健康診査を行う医療機関と情報を共有し、支援が必要な妊婦を把握した場合に連絡がもらえるよう連携を図ります。また、全ての要支援妊婦について医療機関への情報が提供できるよう、母子保健の人員体制の充実に取り組みます。</p> <p>さらに、医療機関とのつながりを強くするため、町内及び近隣市町村の医療機関と顔の見える機会の創出に取り組みます。</p> <p>要支援の妊婦の子どもの監護について、西原町要保護児童対策地域協議会との情報の共有や連携した支援が行えるよう、支援対象者の範囲等について取り決めを行い、意識の共有化を図ります。</p>	健康支援課

③妊婦健康診査の推進

取り組む内容	主管課
<p>妊婦健康診査の 14 回の公費負担を継続するとともに、妊婦健康診査の結果に基づき、今後も必要な保健指導、栄養指導等を行います。</p>	健康支援課

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後 4 か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が全戸訪問し、乳幼児健康診査の案内や子育てに関する情報の提供及び家庭の養育環境等を把握します。</p> <p>また、母親の不安や悩みを聞き、気になる家庭については、地区保健師につなぎ適切な支援を提供していきます。</p> <p>不在や訪問拒否などへの対応として、出生届け時及び子ども医療費申請時などで、本事業の説明を行うとともに、保健師等の訪問者の顔がわかり、安心感を持ってもらえる関係をつくります。</p>	健康支援課

⑤乳幼児健康診査の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもの成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達のための保健指導を行うほか、疾病や障がい等を早期に発見し、早期の治療や療育相談等につなぐために、今後も乳幼児健康診査を実施します。</p> <p>また、親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行うほか、ひとり親世帯の経済状況を確認します。</p> <p>受診率の向上を図るために、個別通知や広報による受診勧奨のほか、未受診者については母子保健推進員や保健師の訪問による受診勧奨を行います。</p>	健康支援課

⑥むし歯予防対策の充実

取り組む内容	主管課
<p>むし歯予防対策として、今後も2歳児歯科検診のほか、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査で歯科検診を実施します。</p> <p>また、乳児一般健診（後期）では、今後も歯科衛生士を配置し、乳児期からの歯科相談を実施していきます。</p> <p>むし歯予防の啓発活動として、「歯と口の健康週間」におけるパネル展示等を行うほか、幼稚園での母子保健推進員によるエプロンシアターなどの取り組みを行います。</p> <p>また、県の歯科保健指導等の標準化のための説明用のチラシやマニュアルを活用し、本町の歯科保健指導の向上を図ります。</p>	健康支援課

⑦ベビースクールの充実

取り組む内容	主管課
<p>生後4か月～6か月児の保護者を対象に、離乳食実習やタッチケア、事故予防、出産後のリハビリ等を推進するため、今後もベビースクールを実施します。また、託児への対応が適切に行われるよう、参加人数の調整などを行います。</p>	健康支援課

⑧予防接種の充実

取り組む内容	主管課
<p>感染の恐れのある疾病から子どもたちを守るために、今後も、個別通知による案内のほか、各種母子保健事業や広報媒体等を通じた接種勧奨及び保育所（園）、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行います。</p> <p>また、未接種者への受診勧奨を強化するほか、就学時健康診査で未接種児を把握し、保護者への受診勧奨を行うなど、多様な方法により接種率の向上を図ります。</p> <p>転入者に対しては、今後も接種履歴を確認し、必要な予防接種の予診票を手渡し、接種勧奨を行います。</p>	健康支援課

⑨母子保健推進員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>母子保健における各種事業をサポートし、事業の円滑な実施が図られるよう、今後も、母子保健推進員の活動を推進します。</p> <p>また、勉強会や研修などにより母子保健推進員の資質向上を図るとともに、地域における母子保健の普及啓発のために、各区や団体等と連携し、母子保健推進員の定数確保に取り組みます。</p>	健康支援課

⑩子ども医療費助成事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもにかかる医療費の負担軽減を図り、疾病の早期発見と早期治療を促進するために、今後も未就学児については入院・通院とも現物給付とし、小学生及び中学生の入院については自己負担なしとします。</p>	こども課

⑪切れ目のない支援体制の充実

取り組む内容	主管課
<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、今後も妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター」の設置や、産婦健康診査、産後ケア事業の実施について検討します。</p>	健康支援課 こども課

2. 食育の推進

現状と課題

▶食生活改善推進員

○食育の推進を図る担い手として、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成を行っています。これまでに、15期、126人の受講生が養成講座を修了し、現在45人が食生活改善推進員として活動しています。また、食生活改善推進員の資質向上を目的に、スキルアップ講座を開催しています。一方、地域での活動に参加する推進員が増えないことが課題となっています。

▶離乳食実習

○離乳食の知識や作り方等の普及啓発を図るため、ベビースクールⅠで離乳食講話の後、調理実習を実施しています。月齢に応じた離乳食を4種類作り、食事形態を確認しながら試食をすることで、食材のやわらかさや素材の味を感じてもらえる取り組みを行っています。

○平成28年度より乳児期後期の貧血児への食事について、鉄分摂取の調理法等の対策として特別講座を実施していましたが、平成30年度から廃止となりました。今後、特別講座の復活を検討する必要があります。

○離乳食に関し、保護者からの相談があれば、保健師と栄養士が訪問し、個別に支援しています。

▶保育所(園)

○各保育施設で、作物の栽培を通じた食への関心を高めるとともに、収穫した作物をみんなで食べることで、食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進しています。

○坂田保育所では、年間事業計画書に「食育の保育計画」として、子どもの年齢に応じた食育のねらいや内容を定め、実践しています。

▶幼稚園等

○各公立幼稚園では、季節の野菜などの栽培や調理などを計画し、食への興味関心が高められるような取組を進めています。

○食生活改善推進員と管理栄養士が連携し、家庭での食育実践に向けた「食育教室」を実施しています。（平成30年度、西原幼稚園と海星学童にて実施）が、食生活改善推進員の活動内容が関係機関で周知されておらず、「食育教室」への参加者数の拡大につながりにくい現状があります。

▶小中学校

○食育指導として、給食献立表や給食だより等により食育の意識啓発を図り、特に偏食や欠食の害を理解してもらい、これらを改善し健康な身体を作る指導や食への関心を高める取り組みを行っています。

○児童生徒一人ひとりの望ましい食習慣の形式を図るために、給食センターの栄養士と連携し、授業の一環として、食品のミニチュア等を使った食事の組み合わせ体験学習「食育SATシステム(体験型栄養教育システム)」を活用した食育教室を実施しました。

○小中学校で、毎年、給食の廃棄量調査や、給食センターの栄養士による食の大切さや命の大切さなどについて、講話を行っています。

今後の取り組み

①食生活改善推進員の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、食生活改善推進員の確保・養成を進めます。また、推進員の活動の場を広げられるよう、スキルアップ講座等を通して活動を支援していくとともに、推進員の地域活動への参加について、啓発を強化していきます。</p>	健康支援課

②離乳食実習の推進

取り組む内容	主管課
<p>ベビースクールの離乳食実習において、今後も、離乳食の知識や月齢に応じた食事の作り方などの普及を行います。</p> <p>また、鉄分不足による貧血予防などの特別な取り組みができるよう、特別講座の実施に取り組みます。</p>	健康支援課

③保育所(園)・幼稚園における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)や幼稚園においては、食の大切さや食のバランス、好き嫌いを少なくする指導を行います。</p> <p>また、子どもたちと一緒に作物の植え付けから収穫、調理することを通して、食への関心を高めるとともに、収穫の喜びやみんなで食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進するなど、食を営む力の基礎を培っていきます。</p> <p>そのほか、関係機関等と連携し、保護者の食に関する学習機会を確保し、家庭と連携した食育の推進を図ります。</p>	こども課 健康支援課 教育総務課

④小中学校における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>成長期にある小中学校においては、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、普段の給食献立表や給食だより等による食育の意識啓発や、食育指導を行います。</p> <p>また、今後も給食の廃棄量調査や、給食センターの栄養士による食の大切さや命の大切さなどについて、講話を行います。</p>	教育総務課



1. 要保護児童への対応の充実

現状と課題

▶要保護児童対策地域協議会

- 本町では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、「西原町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者などの関係者が、要保護児童等の情報交換及び適切な連携の下で支援の内容に関する協議を行っています。
- 要保護児童対策地域協議会の事務局は2人体制で強化を進めており、迅速に個別ケースへの支援が図られています。また、平成28年度から家庭児童相談員（1人）を配置し、支援世帯へ訪問を行うなど迅速かつ細やかな支援が出来る体制が整ってきました。
- 要保護児童等に関する相談件数の増加、相談内容の複雑化に伴い、家庭児童相談員の増員や、さらなる関係機関との連携の強化、迅速な対応が必要となっています。平成30年度の虐待相談受付件数は111件で、そのうち要保護児童対策地域協議会受理件数は39件となります。一方、家庭児童相談員が嘱託員のため毎年担当が変わり、業務のスムーズな進行に影響があります。

▶児童虐待防止等の活動

- 虐待については、幼小中学校教諭や保育士、放課後児童クラブ等関連機関に対して、要保護児童対策地域協議会主催の研修を実施しており、現場での対応力の向上や要保護児童対策地域協議会の組織としても連携強化につながっています。
- 虐待について、住民への通告義務の周知を図っているほか、普段より泣き声通報番号を広報誌やHP、窓口で掲載しています。また、毎年11月の虐待防止月間には、庁舎内で虐待についてのパネルを展示し、虐待防止の普及に努めています。
- 親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行っています。また、乳幼児全戸訪問事業などの訪問活動では、保護者の悩みに対する相談を受けることで、不安の解消に努め、虐待防止につながっています。

今後の取り組み

①要保護児童対策地域協議会の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>要保護児童及び保護者への適切な支援を行うために、今後も要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携の下で、支援内容について協議します。</p> <p>今後も要保護児童対策地域協議会の事務局の人員体制の充実に取り組むとともに、組織体制等について検討します。また、児童相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、家庭児童相談員の増員を検討します。また、業務のスムーズな進行を図るために、家庭児童相談員の業務従事期間の延長についても検討します。</p>	<p>こども課 健康支援課 教育総務課</p>

②児童虐待防止の充実

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)及び幼稚園、小中学校では、虐待等保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、必要に応じて保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、家庭の状況に応じて要保護児童対策地域協議会と連携した適切な支援を行います。</p> <p>また、親子健康手帳の発行時や乳幼児健康診査時に把握された虐待の可能性のある世帯については、その後の健診時等でスクリーニングを行い、保護者の悩みに対する相談を受けることで、虐待防止を図ります。</p> <p>さらに、幼小中学校教諭や保育士、学童等関連機関に対して、虐待への対応の仕方について研修会を開催します。</p> <p>地域に対して、要保護児童に関わる情報収集、住民の通告義務や相談窓口の周知、児童虐待防止に関する広報活動に取り組みます。</p>	<p>こども課 健康支援課 教育総務課</p>

2. 障がい児及び発達の子に対する施策の充実

現状と課題

▶親子ひろば「えくぼ」

- 乳幼児健康診査等で把握された、発達等が気になる親子の支援の充実を図るため、親子療育事業として親子ひろば「えくぼ」を実施しています。親子ひろばでは対象を前半クラス・後半クラスに分け、それぞれ月に1回実施しています。平成30年度では延べ81人が参加しています。
- スタッフは、保育士（親子通園事業の委託事業者より）、保健師、母子保健推進員、臨床心理士等で、母子保健推進員が受付や兄弟姉妹児の託児に対応しています。
- 親子通園事業より敷居を低くしており、必要に応じて親子通園事業へ移行するよう案内しています。
- 乳幼児健康診査で「親子ひろば」を案内しても、参加につながらないケースが多い状況です。親が子の状態を受容できていないと思われる場合は、電話相談や訪問等を通して、いつでも相談できることや親子療育、親子通園事業等に参加ができることを伝えながら、親の受け止め方に合わせた対応を行っています。

▶親子通園事業「あゆみ」

- 親子通園事業では、心身の発達の子になる児童（障がいのある児童を含む）で、親子で通園が可能な未就学児を対象に、生活指導を含めた保育及び親子へのアプローチのほか、保育施設やママキッズ等との交流を行っています。また、各種療法（言語、作業、リトミック、音楽等）や保健師による相談も行っており、親子が安心して通園できる体制をつくっています。
- 平成27年度から事業の充実を図るために、専門性の高い民間事業者へ事業を委託しています。
- 定員はおおむね8人としていますが、日によって参加人数にばらつきがあります。
- 卒園後のフォローを行っています。親の会などが無いため、親同士の関わりが少なくなります。

▶発達支援保育

- 発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童について、丁寧な保育を行うために、公立保育所及び私立保育園（6園）で発達支援保育を実施しており、対象となる児童には加配の保育士を配置しています。対象となる児童は、「発達支援保育実施会議」で審査を行っています。
- 各保育所（園）とも2か月に1回のペースで臨床心理士等による巡回指導があります。臨床心理士等は町嘱託が1人、外部委託が3人の計4人体制となります。
- 対象となる児童の加配保育士の人件費の一部が各園の負担となっており、補助制度の見直しが必要です。

▶特別支援教育

- 特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒について適切な教育支援等を行うために、各学校に特別支援校内連絡会があり、全ての教職員が特別な配慮を必要とする児童の情報を共有するとともに、具体的な対応や支援等について話し合っています。
- 教育的支援の向上を図るために、特別支援教育コーディネーターを各小中学校に位置づけています。特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整等の役割を担っています。
- 特別な配慮を要する児童の学校生活を支援するために、特別支援教育支援員を派遣しています。また、特別支援学級として言語、知的、病弱、肢体不自由及び情緒の学級があります。
- 学校全体での特別支援教育への理解と支援体制の充実及び、特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員等関係者の資質の向上を図る必要があります。
- 幼稚園での特別支援教育においては、加配教諭等の確保が課題となっています。

▶療育の連続性

- 保育所（園）・幼稚園から小学校、中学校まで、連続した一貫性のある指導・支援を行うために、日頃から保幼小中の校種間で障がい児の情報交換等の連携に取り組んでいます。また、保幼小連絡協議会では、必要に応じて情報交換を行っています。
- 障がい児の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等を記録するサポートノート「えいぶる」の活用促進を図っています。保護者等への周知を図るために、「えいぶる」の見本を役場窓口に置き、臨床心理士等が相談を受けた際に案内しています。

▶放課後児童クラブ

- 「放課後児童クラブ障がい児保育支援事業」は平成28年度で終了しました。平成29年度からは当該事業で培った支援体制を維持し、サポートプラン作成を継続して行っています。また、放課後児童クラブの障がい児受け入れに対して補助金を出しています。
- 臨床心理士等が各放課後児童クラブを巡回し、対象児童支援のアドバイスをしています。また、年に1回事例検討会を開催しています。
- 支援員の研修機会を増やし、スキル向上を図る必要があります。

▶障がい児支援サービス等

- 障がい児支援サービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等があり、サービスを利用する児童は年々増える傾向にあります。中でも放課後等デイサービスの利用が最も多くなります。
- 発達が気になる子及び障がいのある子の発達支援において、重層的な地域支援体制を構築するために、児童発達支援の機能に加え、保育所訪問支援や障がい児相談支援等の機能を持ち、ワンストップで対応できる拠点として、「児童発達支援センター」の設置検討に取り組む必要があります。

今後の取り組み

①親子ひろばの充実

取り組む内容	主管課
<p>親子ひろばでは、今後も、乳幼児健康診査で把握された心身の発達等が気になる親子を対象に、親子と一緒に遊びを楽しみながら療育支援を行います。また、必要に応じて親子通園事業へ案内します。</p> <p>親が子どもの状態を受容できず、親子ひろばに参加できないケースについては、電話や訪問等により参加を促します。</p>	健康支援課

②親子通園事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>親子通園事業あゆみでは、今後も、心身の発達気になる児童とその親と一緒に通い、遊びの中で日常生活における基本動作等の訓練や、各種療法、保護者へのアプローチや相談等に取り組み、親子が安心して通園できる体制を構築します。また、卒園後のフォローも行っていきます。</p>	健康支援課

③発達支援保育の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も公立保育所と認可保育園（6園）で発達支援保育を行います。</p> <p>対象となる児童については、発達支援保育実施会議で診査を行い、加配の保育士を配置します。また、臨床心理士等による巡回指導を行い、保育士や保護者への相談指導等を行い、保育の充実を図ります。</p> <p>加配保育士の人件費について、認可保育園の負担が少なくなるよう、補助制度のあり方を検討します。</p>	こども課

④特別支援教育の充実

取り組む内容	主管課
<p>特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対する具体的な対応や支援等について、全ての教職員の共通理解のもとで推進し、今後も各学校において特別支援校内連絡会を中心に、学校全体で特別支援教育への理解と支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、教育上特別な配慮を必要とする児童への支援や関係機関との連絡調整等を行う特別支援教育コーディネーターを位置付け、学校生活を支援する特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>幼児教育においても、特別支援教育のニーズに適切に対応していけるよう、特別支援教育支援員や加配教諭等の安定した確保に取り組みます。</p>	教育総務課

⑤療育の連続性の確保

取り組む内容	主管課
<p>保育所（園）・幼稚園から小学校、中学校まで、連続した一貫性のある指導・支援を行うために、保幼小中間で特別な配慮を必要とする子の情報交換を行うなど、連携体制の充実に努めます。</p> <p>障がい児の発達や支援経過等の情報を共有し、一貫したよりよい支援を行うために、サポートノート「えいぶる」の周知と活用促進に取り組みます。</p>	<p>こども課 教育総務課</p>

⑥放課後児童クラブの障がい児の受け入れの充実

取り組む内容	主管課
<p>放課後児童クラブにおける、障がいを持った児童への支援の充実に努めるため、障がいに関する研修機会を増やすことで、支援員のスキル向上に取り組みます。</p> <p>また、今後も臨床心理士等による巡回指導等を行い、対象児童に対する支援のアドバイスを行います。さらに、放課後児童クラブの障がい児の受け入れに対し、今後も補助金を支給します。</p>	<p>こども課</p>

⑦障がい児支援サービス等の充実

取り組む内容	主管課
<p>障がい児支援にかかる国の基本指針は3年おきに見直されます。その指針を踏まえつつ地域の障がい児の実情を踏まえて、必要な取り組みやサービスの提供及び地域生活支援事業等の実施に取り組みます。</p> <p>また、今後は医療的ケア児の実情を把握するとともに、その支援に向けた関係機関の協議の場の確保等に取り組みます。</p> <p>発達が気になる子及び障がいがある子の発達支援において、重層的な地域支援体制を構築するために、ワンストップで対応できる拠点として「児童発達支援センター」の設置を検討します。</p>	<p>健康支援課</p>

3. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

▶子どもの居場所運営支援

- 子どもの貧困対策事業として、3自治会（上原・小波津団地・平園）と町外のNPO法人に委託し、現在4か所で子どもの居場所の運営を行っています。また、町の自主事業として、中央公民館で夏休み等の長期休みの間に、生活困窮世帯の児童を対象とした居場所（「わくわく教室」）を運営しています。
- 各居場所においては、生活支援、学習支援、食事支援、キャリア教育等を行っています。
- 居場所における支援活動の充実を図るため、居場所の運営を担う自治会等を増やしていく必要があります。
- 「わくわく教室」においては、個別対応が必要な世帯が増加しており、それぞれに応じた対応が求められています。

▶子どもの貧困対策支援員

- 子どもの貧困対策支援員（以下、支援員という）は2人体制（こども課職員）で、「わくわく教室」を運営しています。また、支援員は他の委託先の居場所を巡回し、気になる子の報告を受けたり、アドバイスを行っています。さらに、学校の生徒指導連絡会に支援員が参加し、学校やスクールソーシャルワーカー（SSW）と貧困の子の情報を共有するとともに、学校からの相談に対応しています。

▶就学援助費

- 経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の就学援助費を支給しています。
- 対象世帯の増加に伴い、事業費が年々増加しており、財源の確保が課題です。一方で、真に援助が必要な世帯が潜在していると思われるため、事業の周知強化に努める必要があります。

今後の取り組み

①子どもの居場所の運営支援

取り組む内容	主管課
<p>貧困家庭のこどもの居場所作りのために、今後も、居場所の運営を自治会やNPO法人に委託します。</p> <p>居場所における食事の提供等の支援活動の充実を図るために地域の関係機関、関係団体、住民等による必要な協力・支援が受けられる環境づくりに取り組みます。また、居場所の運営を行う自治会等の増に取り組みます。</p>	こども課

②わくわく教室の運営支援

取り組む内容	主管課
<p>町のこどもの貧困対策独自事業として、夏休み等のこどもの居場所として、今後も「わくわく教室」を運営し、食事支援等に取り組みます。</p> <p>また、個別対応が必要な世帯が増加していることから、貧困対策支援員と関係機関が連携をとりながら、適切な支援に取り組んでいきます。</p>	こども課

③子どもの貧困対策支援員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>貧困世帯等の子どもをこどもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、今後も、貧困対策支援員を配置し、関係機関と連携した生活困窮世帯の子の把握と相談支援を行います。</p>	こども課

④就学援助費の支給

取り組む内容	主管課
<p>経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助費を支給します。</p>	教育総務課

⑤妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）

取り組む内容	主管課
<p>親子手帳交付時や乳幼児健康診査などの各種母子保健事業及び保育施設等で子どもの生活状況の把握に努め、貧困状態にある子どもの世帯が早期に適切な支援機関、支援者へ繋がる仕組みを構築します。</p>	健康支援課 こども課

⑥教育支援

取り組む内容	主管課
<p>学校を窓口として、支援が必要な貧困家庭の児童・生徒を早い段階で生活支援や福祉制度につなげるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を検討します。また、教職員が支援につなげる役割を担えるよう、生活支援や福祉制度等の研修に取り組みます。</p>	こども課 教育総務課

⑦就労・生活支援

取り組む内容	主管課
<p>生活に困っている方の適切な相談に繋がるよう、生活保護制度の周知を図ります。また、収納関係課は滞納者の状況を把握し、必要に応じ相談機関へつなげます。</p> <p>未就労・求職者や若者に対し、ハローワークなどと連携し就労に向けた支援を行います。</p>	<p>福祉保険課 産業観光課</p>

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

▶母子及び父子家庭等医療費助成

- ひとり親世帯について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成しています。
- 医療費助成対象者は増加傾向にありますが、医療費助成申請の際、事務職が書類の受付や相談等を受けるとともに、申請書類の確認や婚姻関係等の確認など注意を払った対応が必要なため、窓口対応に時間を要します。

▶児童扶養手当

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図るために、児童扶養手当を支給しています。
- 事実婚などの把握困難なケースや届け出遅れ、年金の遡り支給等による返還金の発生、時間外来庁等があり、事務スケジュールの乱れが常態化しています。また、制度が複雑なため、相談受付や指導に時間がかかります。

▶保育所（園）優先入所

- ひとり親家庭の児童は保育の必要性が高いことから、保育所（園）入所申し込み時に入所基準点数表の加算点を設け、より優先的に入所ができるように配慮しています。

▶相談・情報提供

- ひとり親家庭からの相談に対しては、生活の自立を支援するために、必要な助言や指導及び各種制度等の情報の提供を行っています。

▶ファミリー・サポート・センター利用チケット

- また、ファミリー・サポート・センターの利用について、平成 29 年度まで非課税のひとり親家庭に対し、利用チケットを発行していましたが、平成 30 年度から、全てのひとり親家庭に対し利用チケットを発行し、経済的負担軽減の拡大を図りました。
-

今後の取り組み

①母子及び父子家庭等医療費助成

取り組む内容	主管課
ひとり親世帯について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。 医療費助成申請時の受け付け業務の効率化に向けて、業務改善等の工夫に取り組みます。	こども課

②児童扶養手当の支給

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、今後も児童扶養手当を支給します。	こども課

③保育所優先入所の推進

取り組む内容	主管課
母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。	こども課

④相談・情報提供の推進

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の自立生活を支援するために、今後も必要な相談・助言等を行うとともに、自立支援のための各種制度等の情報を提供します。	こども課

⑤ファミリー・サポート・センター利用支援の推進

取り組む内容	主管課
ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対して、経済的負担軽減のために、利用料金の支払いを支援する利用チケットの発行を今後も実施します。	こども課